

**森議員** それでは通告にしたがいまして、台風や豪雨に対する防災・減災対策についてお伺いします。今年には台風の発生件数が多く、新聞やニュースでもたびたび取り上げられていますが、それに加えてここ数年、局地的な集中豪雨の発生件数も増加傾向にあるように感じられます。事実、気象庁の統計を見ても多くの災害が発生する目安となる1時間雨量50ミリを超える大雨の発生件数は、1976年からの10年間と2004年からの10年間を比較すると1.4倍程増加しているようで、記憶に新しい平成30年7月豪雨では、16府県にわたり甚大な被害をもたらしました。過去、牟岐町においても、昭和51年に集中豪雨による大きな水害が起り、人的被害はなかったものの牟岐川が氾濫し、350戸余りが床上浸水、2棟が全壊するという被害が記録されています。このような大雨による洪水・浸水被害や土砂災害から身を守るために、より一層の防災・減災対策が必要だと考えます。災害時の対応にあたり、町は適時適切な避難勧告や避難所の運営を実施していかなければなりません。避難勧告や避難指示を発令するタイミングがいつも他の町に比べ一歩遅れているような印象を受けるときがあります。平成22年に消防庁が避難勧告の発令基準を各自治体に調査した結果、最も多かったのは河川水位で判断しているとの回答で、次いで雨量、その次に水位・雨量共に見て判断しているとの回答が続きました。そこでお伺いします。牟岐町が避難勧告や避難指示を出すときの基準にしているものと、ボーダーラインとしているような数値があれば、その値をお答えください。中小河川は大河川に比べて、流域面積が小さく河川延長が短いため、洪水の到着時間が早く急激に増水する特徴があります。先日、飯泉知事から『急な増水が生じやすい中・小規模の河川にIoT技術を活用した「新たな水位計」を平成32年度までに約50基設置し、身近な河川の状況をリアルタイムでお知らせします』との発言がありましたが、現在、牟岐川に設置されている牟岐橋の水位計と大川橋と中央橋の間に設置されている水位計は、こういった技術を用いられているものなのでしょうか。また、海部川や日和佐川など、県や国土交通省による洪水予報河川及び水位周知河川に指定された河川は、すでに浸水想定区域が公表されていますが、これまでの河川の氾濫の記録

を見れば、牟岐川も大きな氾濫・浸水被害に見舞われています。豪雨災害の避難は、なかなか行動に移す人が少ないと言われていますが、町民一人ひとりが自分の住んでいる地域の危険性についての具体的な情報を正確に把握していれば、災害時の避難勧告や指示が発令された際に、より迅速で正しい判断を行えるのではないのでしょうか。洪水や浸水に対するハザードマップの必要性に対するお考えと、災害時の河川の水位情報を町民がリアルタイムで把握できるような方法、今後の方針などをお願いします。土砂災害における指定緊急避難場所につきまして、現在イエローゾーンの建物2件が含まれています。一つは清水文化センターで、もう一つは牟岐町隣保館なのですが、こちらの安全性は確保されているのか。次に2点目の質問に移ります。町長の公約に関しまして質問します。町長が2期目に再選された際に、「地方創生に向けた取り組み」というテーマで、①農林漁業の再生、②『保養と健康の町』牟岐町による雇用の創出、③牟岐町全域の公園化・美化。以上3つの公約を打ち出されていましたが、どれも大きな成果を得られておらず、実行にさえ移せていないものも見受けられます。これらに対するお考えと、これまでの地方創生に向けた取り組みと、対象事業に係る経費（収支）の内訳をお答えください。また、2期に亘り町長を務めてこられました。次回も出馬される意向の有無は。もし出馬されるのであれば、どのような公約を掲げるのか、お聞かせください。以上の件、ご回答よろしくをお願いします。

**杣富議長** 福井町長。

**福井町長** まず、台風や豪雨に対する防災・減災対策についてお答えします。避難勧告や避難指示の基準とボーダーラインについてですが、牟岐町での避難勧告等の発令基準は、内閣府より出されている「避難勧告等に関するガイドライン」に基づき作成しています。避難基準は、水害・土砂災害・高潮・地震津波の4種類の災害に対して設定されており、避難情報の区分は、避難準備・避難勧告・避難指示の3区分です。避難勧告等の発令については、役場内に設置する災害対策本部において、この避難基準に基づき、その時の風雨の状況や災害の予測等により、住民の方の避難時の安全性等を考慮しながら、避難の発令時期や発令区分を

協議・判断し発表しています。詳しい基準の中味については課長から説明いたします。次に牟岐川に設置されている水位計についてですが、現在、牟岐川の3つの橋に設置されている水位計は、IoT技術を活用した水位計ではなく、徳島県のホームページに掲載されている「徳島県県土防災情報管理システム」によるもので、河川水位や雨量などをリアルタイムで、市町村や一般住民へ配信するものです。IoT技術を活用した水位計とは、重要河川の実水位把握のため、「新たな水位計」として設置する危機管理型水位計のことで、特徴として、従来型の10分の1以下の1台100万円以下で設置でき、長期間メンテナンスがフリーで、無給電で5年以上稼働するものであるとのことです。この重要河川とは、海部郡では、水位周知河川の日和佐川、海部川、宍喰川となっていますが、水防法に基づき設置された徳島県南部圏域二級河川大規模氾濫減災協議会の中では、対象河川は、南部圏域の対象以外の二級河川についても必要に応じて協議できることとなっていることから、牟岐川への設置も働きかけてまいりたいと考えています。将来的には国土交通省において、各都道府県、各市町村の計測データ等をクラウドデータベースで管理する「全国統一危機管理型水位計統合システム」を構築し、スマートフォン、パソコンへの配信、民間事業者へ提供することです。次にハザードマップの策定についてですが、記録的な豪雨により激甚化している浸水被害への対応として、大変、重要な施策と考えています。昭和51年の集中豪雨で、中村地区を中心として広範囲に溢水がありましたが、これは牟岐川が氾濫したのではなく山野・市街地の雨水を効率よく排水できなかったことによるものであり、現在は、新中村川のポンプが設置されていることから以前より排水能力があがっていると考えています。しかしながら、近年の想定外の集中豪雨や高潮を勘案し、今後、ハザードマップを作成する必要があると考えています。次に、土砂災害警戒区域内の一時避難場所についてですが、議員ご指摘のとおり地盤災害の避難場所として指定している清水文化センター及び隣保館については土砂災害警戒区域内に建設されており、避難場所として適切でないと考えています。避難場所に指定された理由は、平成26年に発生した広島県の土砂災害以降、県が調査に基づき順次、土砂災害警戒区域を指定しましたが、牟岐町地域防災計画が策定された平成26年12月においては、当該地域は土砂災害警戒区域に指定されていなかったため、地盤災害の指定避難場所として指定したものです。しかしながら、その後、平成28年度に当該2地区が土砂災害警戒区域として指定されましたので、現在、当該避難場所を含め地域防災計画の見直し作業を進めており、平成31年度を目処に地域防災会議を開催し地域防災計画の見直しを行う予定です。なお、清水文化センター及び隣保館については土砂災害など地盤災害の避難場所としては開設しない方向で考えています。次にこれまでの選挙公約への取り組みと次期町長への出馬の意向についてですが、

まず、農林漁業の再生、保養と健康の町牟岐町による雇用の創出、牟岐町の公園化・美化の3つの公約の取り組み状況についてですが、現時点では、ほとんど成果が出ていません。これまで農林漁業の再生では、鳥獣害対策としてネット電柵の設置、あるいは薬草栽培の検討、圃場の水はけを良くする検討などをしていただきましたが、どれも良い評価は得ていません。また、牟岐町再生会議等の農業分野での活性化の検討もしましたが、良い結論は得ていません。また、循環型農業をやる必要があると考え、山林と田畑の境にネットフェンスを二重に設置し、中でヤギ等を放牧すれば、鳥獣害対策にもなるし、耕作放棄地の活用や除草、さらにはヤギの乳と糞の活用などができることから、橘地区から西又地区までご説明とお願いに伺いましたが、実現いたしませんでした。次に保養と健康の町牟岐町の実現による雇用の創出については、これも平成25年に実施した牟岐町再生会議の中で、町の活性化にはテーマが必要とのことで、参加者のご意見により『保養と健康の町』としたものでして、商工業に従事される方は、できるだけ健康に良い物をつくり販売する、一般町民の方は、ウォーキングなど健康的な運動を継続的に行い高齢者の健康寿命が長い牟岐町を目指していただきたいということで、現在、少しずつ取り組みが進んでいると思っています。また、牟岐町の公園化・美化は、牟岐町に住まわれる皆さんが取り組む目標で、観光振興の手段でもあります。牟岐町に現在お住まいの方が気持ちよく生活するためにも、健康のためウォーキングを続けられる方にも、また、移住定住を促進するためにも必要なことだと考えていますが、これは、やりたくない人に掃除を強要する訳にもいかず、できるだけ皆さんに意識して取り組んでいただきたいという目標です。いずれも、町民の皆さんに同意して頂き、取り組んで頂ければ成果につながりますが、町が率先し実行できる物ではありません。次に次期町長選についてですが、現時点では、まだ考えがまとまっていません。これまでの7年余りを振り返ってみますと、地方再生と防災に自分なりに精いっぱいやってきたつもりですが、私自身の力不足もあり、十分な成果を得られていません。海部病院の移転、そして跡地活用は、本当に何年も考え悩みつづけ判断いたしました。私は一定の成果はあったと思っています。ただ、ゴミ処理施設の改築は、牟岐町が生き残っていくためには本当に必要な施策であると私は思っています。財政的にも、また、ゴミ処理施設として最先端の再生エネルギー施設を設置し、観光利用につなげるためにも、また、災害時の快適な避難所とするためにも、牟岐町での改築がどうしても必要であると私は今も思っています。また、施設の管理者として、海部郡内のゴミを円滑に処理するためにも、築39年が経過した焼却炉が停止する前に改築する必要があります。したがって、このゴミ処理施設の早期改築に向け、また、牟岐町により良い施設設備を建設するため、もう一期頑張った方が良いのか、それとも有意の若い方にお任せした方が良いのか決断できずにいます。しか

しながら、次の議会の12月頃までには結論を出したいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。以上です。

**枅富議長** 浜内総務課長。

**浜内総務課長** 森議員の質問の避難勧告・避難指示の基準について、町長の答弁の補足ということでお答えしたいと思います。先程、町長から答弁がありましたように、避難勧告等の発令基準の種類については「水害・土砂災害・高潮・地震津波」の4種類ですが、今回の質問は台風や豪雨に対するものですので「水害・土砂災害・高潮」の3種類の基準についてお答えさせていただきます。水害に対する基準については、牟岐川をはじめ町内の河川については県が指定する浸水想定区域が設定されていないため、避難判断水位や氾濫危険水位が設定されていません。したがって、水位が何ミリといった基準での判断ができないため、避難準備、避難勧告は河川の氾濫のおそれがあると判断したとき、避難指示については堤防決壊等で河川の氾濫が発生したときとしています。次に土砂災害に対する基準ですが、基本的に土砂災害警戒区域内の居住者等を対象として発令されるものであって、避難準備は大雨警報が発表され、かつ土壌雨量指数基準、いわゆる土壌に含まれる水の量ですが、この基準を超過したとき、それと、強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過が予想されるときとしています。避難勧告については土砂災害警戒情報が発表され、今後降雨が継続する見込みのとき、また、大雨警報発令中で記録的短時間大雨情報が発令されたときとされています。また、土砂災害の前兆現象が発見されたときとしています。避難指示は土砂災害警戒情報が発表され、さらに記録的短時間大雨情報が発令されたとき、また、土砂災害が発生したとき、また、山鳴りや流木の流出が確認されたときとしています。高潮に対する基準につきましては、避難準備は高潮警報が発令され高潮防災施設の破損が確認されたとき、避難勧告は高潮特別警報が発表されたとき、避難指示については護岸決壊等で高潮による人命の危険が予想されるときとされています。避難勧告等の発令につきましては、この発令基準を基にして災害対策本部において決定していますが、避難については発令基準だけにとらわれるのではなく、その時の状況や今後の予想などの情報を的確に把握し、臨機応変にかつ早め早めに発令の判断をすることが大切であります。また、緊急時を除き、夜間、暴風や大雨の中で避難の発令をした場合には、かえって避難途中に被災するおそれもあるため、住民が安全に避難できる状況等も考慮しながら発令しなければならないと考えます。以上です。

枅富議長 森議員。

森議員 再問します。防災減災ですが、まだまだ対策が不十分であると思うので、人的被害が起こらないように、また、起こってから反省、後悔しないためにも万全を期して欲しいと思います。あと2つ目の町長の出馬の件ですけども、12月の定例議会でということなので、町長、この公約を那賀町の坂口町長は、9月7日の新聞報道で、地域の皆さんに約束してきたことは、ほぼ達成できたと、しかし、あとは浸水対策やクリーンセンター建設などの公約は、まだ道半ばということで、出馬を表明されました。12月の定例議会言わずに出馬をする予定であるのであれば、早めに町民の方は関心と興味を持っているので、12月と言わずに早い時期にそういう面の決断ができるのであれば、早い時期に表明をして欲しいと思います。以上で質問を終わりたいと思います。